

# 新居浜市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務仕様書

## 1 委託業務名

新居浜市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務

## 2 業務の目的

本業務は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づき、新居浜市の現状と課題、市民の高齢者福祉、介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、時代の潮流や新居浜市長期総合計画、国の制度改正等との整合性を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の拡充等を検討しつつ独自性のある新居浜市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日までとする。

## 4 業務内容

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析及び調査結果の整理

受注者は、市が行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回収調査票の貸与を受け、次の業務を実施する。

#### ア 調査結果データ入力

受注者は、データ入力をベリファイ入力で行うこと。

入力件数約 3, 210 件（4, 580 件調査票配布、回収率 70%程度）

#### イ 集計分析作業

受注者は、各調査項目の単純集計表、評価結果、属性等のクロス集計の作成及び自由筆記欄の取りまとめを行うこと。クロス集計については、市の要望に基づき、その都度対応し作成すること。

地域包括ケア「見える化」システムへの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ送付を行うこと。

なお、データ入力後の調査票は、速やかに市に提出すること。

#### ウ 調査結果報告書の作成

受注者は、アンケート調査結果及び認定データとの突合分析結果等を取りまとめ、グラフや考察等を用いた分かりやすい調査結果報告書を作成すること。

調査結果報告書（A4版 1色刷 簡易製本）
-----------------------

1部
----

## (2) 計画策定業務

### ア 現状分析業務

受注者は、市施策の実態把握を行い、人口推計、認定者数の推計、第9期計画期間の評価を含めた現状分析を行い、市が提供する要介護認定データ及び介護給付実績データを用いて分析を行うこと。

介護給付分析の手法については、月遅れ請求及び過誤請求等を反映した集計分析を行い、第9期計画値との計画対比、サービス種類別の分析、明細区分単位の分析、要介護認定調査データ及び給付データを用いたクロス分析を行うこと。

独自サービスの検討に関する提案を行うとともに、地域支援事業、高齢者福祉サービスについても現状分析を行い、必要に応じて関係機関等へのヒアリング調査を行うこと。

### イ サービス事業量推計及び保険料の算出

受注者は、市が提供するID、パスワードを用いて地域包括ケア「見える化」システムを活用した事業量推計・保険料算出を行うこと。また、事業量推計作業については、市の要望に基づき、担当者を少なくとも4回派遣し、市庁舎内で推計作業を行い、修正、変更点の説明等を行うこと。

### ウ 計画素案の作成・編集作業

受注者は、以下の編集作業等を行い、計画素案の作成を行うこと。

- ・現計画及び介護保険給付実績等における課題整理
- ・総合事業に関する量の見込み算出、新規サービスに関する提案等
- ・次期計画の素案、最終案の作成
- ・推進すべき方策・体制及びこれに伴う課題整理
- ・国、県、その他地方公共団体の動向整理

### エ 計画策定員会等会議支援

受注者は、市と十分に協議のうえ、会議資料の原稿を作成し、計画策定委員会に1回当たり2名以上の担当者を少なくとも4回派遣すること。

## (3) 成果品の作成

受注者は、計画策定業務終了後、調査結果報告書等を作成することとし、データ入力フォーマットや暗号化処理については市の指示に従うこと。その他、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ移行、国及び県等に報告することが必要になった場合にはデータ作成を行うこと。

調査結果報告書（A4版 1色刷 簡易製本）	1部
上記報告書データ（ワード及びエクセルファイル形式）	1部
集計データ	1式
パンチデータ	1部

## 5 その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し、技術上当然必要と認められる事項については受注者の責任において補充するものとし、想定回答数の増減による委託料の変更は行わない。
- (2) 受注者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議することとし、仕様書に記載されていないものについて業務遂行上必要とする事項については、市の指示を受けるものとする。
- (3) 受注者は、成果品に誤りや不備があった場合は、本業務契約期間後であっても受注者の責任において無償で訂正を行うものとする。